

5 委員長、副委員長の選出

委員長 _____

副委員長 _____

○北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例

(平成21年9月25日条例第20号) 《抄》

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 協議事項

(1) 会議及び会議録の公開について

会議については、傍聴を希望する市民に公開することとします。

また、会議録については、委員名簿を含め、市のホームページでの掲載、市役所に備え付け、市民がいつでも閲覧できるようにするとともに、コピーのための一時持ち出しを認めることとします。

○北広島市情報公開条例（平成11年3月24日条例第2号）《抄》

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に関する情報についての市民の知る権利を保障し、市政の諸活動について説明する責任を全うするとともに、市民参加の促進とより公正で開かれた市政を実現し、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市民主体の市政の推進に寄与することを目的とする。

(実施機関の責務)

第3条 略

2 実施機関は、公文書の公開その他の事務を迅速に処理する等、この条例により公文書の公開を求めるものの利便に配慮しなければならない。

(会議の公開)

第20条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、審査請求の審理、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、当該会議を公開することが適当でない認められるときは、この限りでない。

(2) 専門部会の設置について

検討委員会では、地域福祉計画、健康づくり計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障がい支援計画（障がい者福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画）について、策定、変更、進捗管理に関することを調査審議しています。

これらの計画は、広範囲の分野にわたることから、3つの専門部会を設置することとします。

- 1 地域福祉部会 ・ 地域福祉計画
 ・ 健康づくり計画
- 2 高齢福祉部会 ・ 高齢者保健福祉計画
 ・ 介護保険事業計画
- 3 障がい福祉部会 ・ 障がい支援計画
 (障がい者福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画)

○北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例

(平成21年9月25日条例第20号) 《抄》

第8条第1項 委員会は、専門的な事項を調査及び検討するため必要があるときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

(3) 専門部会委員の指名について

○北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例

(平成21年9月25日条例第20号) 《抄》

第8条第2項 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。